

昭和薬科大学附属高等学校・中学校 いじめ防止基本方針

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月 28 日公布）に基づき、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策を推進するために定める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

委員会は、生活指導担当教頭・生徒指導主任・養護教諭・カウンセラー・中高生徒会顧問で構成し、生活指導担当教頭を委員長とする。

(2) いじめ対策委員会の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定と周知
- ② いじめ未然防止のための年間計画の策定・実施
- ③ アンケートや教育相談によるいじめ早期発見の推進
- ④ いじめ発生時の対応
- ⑤ 校内研修企画・実施
- ⑥ 外部専門家や諸機関との対応
- ⑦ いじめ問題に関する記録の保存と情報提供

2. いじめの未然防止

- (1) HR活動や特別活動を通して、友人関係、集団づくり、コミュニケーション能力や社会性の育成を図る。
- (2) 教科「情報」等での指導や講演会を実施してモラル教育の充実を図る。
- (3) 二者面談や保護者を含む三者面談やカウンセリングを通して好ましい人間関係の構築を図る。

3. いじめの早期発見

- (1) いじめの早期発見のため、全学年全生徒を対象にアンケート調査を行う。
- (2) 個人面談や教育相談を通して、生徒からの情報を収集する。
- (3) 学年会や教師間で情報の交換や共有を図る。
- (4) 保護者との連携を密にして、生徒の変化を見逃すことなく、いじめに係る兆候の早期発見に努める。

4. いじめへの対処

- (1) いじめ対策委員会において、学年会や生徒指導部と連携して、速やかに事実確認及び指導方法を検討する。
- (2) 被害生徒が安全で安心して学校生活を送れるように、教育的配慮のもとでのケアや指導を組織的に行う。
- (3) 加害生徒に対しては、いじめに至った背景や原因をカウンセリングや教育相談を通して確認し、必要に応じて懲戒や出席停止を行い、立ち直りのための指導と再発防止に努める。
- (4) 両保護者に対していじめの状況と今後の対応について十分な説明をして、理解と今後の指導について協力を得る。
- (5) 必要に応じて警察や外部機関と連絡を取り、早期解決、再発防止のために協力を得る。

5. 学校評価

学校評価においては、いじめ防止のための取組等が適正に行われているか評価できるようにする。